

令和5年度 都市における木材需要の拡大事業(一次募集)

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS構造材、
内装の木質化、木製サッシの普及・実証の取組を支援します

事業の趣旨、概要

事業の趣旨

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、**これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用を高めるための取組**を進めていくことが必要です。

このため、**木質耐火部材等を利用した耐火・準耐火建築物等の建築**、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な**木材製品の利用**、**内装への木材製品の活用**、**木製サッシの導入**等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図ります。

事業概要

建築事業者等が、都市部での木材需要の拡大に向けて、地域の先例となる建築物の構造部分等に**木質耐火部材等**を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築物の構造部分等に**JAS構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理したもの）、2×4工法構造用製材、CLT、構造用集成材、構造用LVL、構造用合板、構造用パネル）**を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い**内装部材に木材製品を利用**すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる**木製サッシを導入**することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

事業の構成

都市木利用拡大宣言

利用拡大宣言

都市における木材需要拡大に向けた
利用拡大の宣言

都市の木材需要の拡大に積極的な企業を

『見える化』

することで、都市の木質化の機運を醸成

都市木材需要拡大事業

利用宣言で 登録された施工者 による実証

3階以下の住宅(戸建の居住専用住宅又は事業用併用住宅)を除く住宅、非住宅において、耐火・準耐火建築物、JAS構造材、内装材、木製サッシの実証事業を支援

これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野で木材製品を実際に使っていたき、木材製品の品質、性能、特性を感じていただくことで、これらの分野で『**木材製品を継続的に利用**』していただける方を増やすとともに、これらに係る課題を抽出する

都市木材需要拡大事業は、都市木利用拡大宣言事業のほか**JAS構造材活用宣言事業の事業宣言者も申請できます。**

都市木利用拡大宣言

宣言事業の募集概要

■対象者

木造建築物の施工関係者

(施主、設計者、施工者、木材関連事業者)

■提出する資料

・都市木利用拡大宣言登録申請書(宣言様式1号)

・誓約書(宣言様式2号)

・提出企業の概要がわかる資料(履歴事項全部証明書、会社概要、パンフレットなど)

■募集期限

2023年6月5日～2024年3月22日

■提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会 補助事業事務局

1 登録申請書

(様式1)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住所 :
会社名 :
代表者名 :

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むことと
し、以下のとおり宣言します。

宣言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

1. 宣言事業申請書

◇ 宣言文について

都市部や非住宅分野において木材利用を拡大することがイメージできるキャッチコピーを作成してください。

・例1 (工務店の場合)

「耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で都市の木造化推進!!」(JAS構造材の例)

「木に包まれた快適空間の創造！」(内装材の例)

「木の窓一番！」(木製サッシの例)

・例2 (設計・デザイン事務所の場合)

「技術で拓く木造耐火建築！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で信頼の建築を支えます！」(JAS構造材の例)

「木のぬくもりを感じる空間づくりはお任せください」(内装材の例)

「木の窓で開く新しい未来！」(木製サッシの例)

・例3 (製材工場の場合)

「大断面の製材なら〇〇製材(株)！」(木質耐火部材等の例)

「無垢内装材のことならおまかせください」(内装材の例)

・例4 (木材流通業者の場合)

「準耐火木造建築の資材のことなら△△木材商店！」(木質耐火部材等の例)

「内装用の木材なら何でもそろえます！」(内装材の例)

・例5 (発注者の場合)

「準耐火木造建築を推進します！」(木質耐火部材等の例)

◇ 目標について

登録後3年程度の期間で達成する具体的な数値目標を明記してください。

・例1 : 木造準耐火建築物を6棟建設します。

・例2 : JAS構造材の年間使用量を30%アップします。

・例3 : 年間5棟以上の内装木質化に取り組みます。

・例4 : 木製サッシを年3件以上施工します。

・例5 : JAS製品の供給を15%アップします。

・例6 : 内装材生産量、年間〇〇㎡にチャレンジします。

・例7 : 木造ビルを3棟以上発注します。

2 登録申請書－付表

(様式1)

都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※		
代表者名			
住所	〒 -		
連絡先	TEL:	FAX:	
申請部署・氏名			
書類送付先	〒 -		
申請担当	連絡先	TEL:	FAX:
		E-Mail:	

1-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	TEL:	FAX:	
	E-Mail:		
業種 (選択)	<input type="checkbox"/> 製材業 <input type="checkbox"/> 木材市場業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> プレカット業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
主に取り扱っている都市木材 需要拡大事業関連木材製品等 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 木質耐火部材(耐火部材の種別:) <input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 構造用集成材(JAS) <input type="checkbox"/> LVL(JAS) <input type="checkbox"/> CLT(JAS) <input type="checkbox"/> 内装材 <input type="checkbox"/> 木製窓(サッシ)		
対応業種	※		
対応可能地域(県名)注2	※		
合法木材供給事業者	※ 登録No		
CW法の登録木材関連事業者	※ 登録No		
森林認証制度CoC認定取得者	※ 登録No		
その他FR	※		

登録がある場合は記入して下さい

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報

※木材製品を利用し、建築・内装等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	TEL:	FAX:	
	E-Mail:		
業種 (選択)	<input type="checkbox"/> 建築物発注者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2. 付表

申請する事業者の企業情報を明記してください。

◇ 基本情報は必ず明記してください。

- 「事業者名」
- 「代表者名」
- 「住所(郵便番号を含む)」
- 「連絡先電話番号・FAX番号」
- 「申請担当者情報」
- 「書類送付先」に通知書が届きます。

◇ 申請する事業者の事業の業態で記載欄が異なります。

木材製品を生産(製材等)、加工(プレカット等)、流通(木材市場、問屋、小売等)する事業に携わっている場合は、2-1の「都市木利用拡大供給事業者企業情報」の記載項目に必要事項を記入してください。

木材製品を利用する事業(建築物の発注、建築設計、施工等)の場合は、2-2の「都市木利用拡大利用事業者企業情報」の記載項目に必要事項を記入してください。

事業が両方に当てはまる場合は、両方の企業情報の□に✓を入れ、2-1の記載事項を埋めていただき、2-2の業種欄の該当する項目に✓を入れてください。

主に利用する都市木材需要拡 大事業関連木材製品等（複数 選択可）	<input type="checkbox"/> 木質耐火部材（耐火部材の種類：） <input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材（JAS） <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材（JAS） <input type="checkbox"/> 構造用集成材（JAS） <input type="checkbox"/> L V L（JAS） <input type="checkbox"/> C L T（JAS） <input type="checkbox"/> 内装材 <input type="checkbox"/> 木製窓（サッシ）
対応可能地域（県単位）	※
CF法の登録木材関連事業者	※ 登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※ 登録No
その他PR	※

登録がある場合は記入して下さい

（注1）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。
 （注2）対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

※ 印の項目については本事業のホームページに掲載します。

3 掲示用文書様式

(様式3)
令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言

登録年月日：令和 年 月 日
宣言事業者 No：
住所：
会社名：
代表者名：

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

◇登録の通知が届いたら、宣言事業者番号、宣言内容、目標を記入し、自社のホームページに掲載、又は印刷して事務所に掲示してください。

全木連のホームページに**宣言事業者の事業者名、宣言内容、企業情報等**を掲載し、**宣言事業者の取組の「見える化」**を図ります。

都市木材需要拡大事業

- 1 第6の1木質耐火部材等の区分については、公募を開始した日以降に工事に着工しているものについて助成対象となります。
- 2 第6の2 JAS構造材、3内装材又は4木製サッシの区分については、公募を開始した日以降に調達が行われた木材製品の調達費が助成対象となります。
- 3 ただし、事前の見積書・発注書に木質耐火部材等・JAS構造材・内装材・木製サッシとその種類が明確でない場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。
- 4 また、上記1、2において、事業採択通知書の日付前に助成対象の建て方完了した物件の木材は助成対象外とします。

1. 助成対象の木材製品の利用(第6関係)

都市における木材需要の拡大事業(以下「都市木材需要拡大事業」といいます。)において助成対象となる木材製品の利用は、以下の4つの利用を対象とします。

1. 木質耐火部材等

- 耐火・準耐火性能等が求められる木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物の新築、増築、改築における木質耐火部材等(燃えしろ、耐火被覆)の利用

2. JAS構造材

- 木造又は木造とそれ以外の混構造の建築物の新築、増築、改築において、指定する構造部に対するJAS構造材*の利用

3. 内装材

- 耐火・準耐火性能等が求められる建築物の新築、増改築、修繕等において、壁、天井、床の仕上げの表面への木材製品の利用

4. 木製サッシ

- 建築物の新築、増改築、修繕等における木製サッシの利用

* JAS構造材：機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材(乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る)、2×4構造用製材、CLT、構造用集成材、構造用LVL、構造用合板、構造用パネルをいう。

事業の組み合わせの可否について

組み合わせ	可否	備考
1 木質耐火部材等 + 2 JAS構造材	×	公募要領第 6
1 木質耐火部材等 + 3 内装材	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材	△ (耐火・準耐火のみ可)	公募要領第 5 の 6
2 JAS構造材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	△ (耐火・準耐火のみ可)	公募要領第 5 の 6
3 内装材 + 4 木製サッシ	△ (耐火・準耐火のみ可)	公募要領第 5 の 6

2. 申請者の要件 (第4関係)

都市木材需要拡大事業に申請できるのは、都市木材需要拡大事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者とします

1. 都市木利用拡大宣言事業又はJAS構造材活用宣言事業で登録を受けた者であること
2. 事業を行う意思・計画を有し、的確に実施できる能力を有すること
3. 経理その他の事務の管理体制、処理能力を有すること
4. 公正取引委員会から排除措置命令等を受けていないこと
5. 建設業法の建設業者であり、申請に係る工事に必要な建設業法の許可を受けていること
(許可不要な工事においてはこの限りでない)
6. 1 木質耐火部材又は2 JAS構造材の区分では建築確認申請又は建築工事届等で施工者と確認できる者、又はその事業者から本事業を申請する権利を委譲された者
7. 申請（物件）数が3件以上の事業者はクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であること
8. 申請（物件）数が3件以上の事業者は、①「もりんく」登録者又は②山元の素材生産事業者等と安定供給協定等を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者と共同申請する者であること又は③「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者であること。
9. 3階以下の共同住宅及び長屋（以下「低層集合住宅」という。）を対象物件として申請しようとする者にあっては、申請の対象となる物件が1棟以内であり、かつ、同一年度内に他の低層集合住宅について本事業による助成を受ける予定がないこと。

3. 助成対象建築物の要件 (第5関係)

都市木材需要拡大事業の対象として申請できるのは、新築、増改築等をする建築物で、以下の条件を全て満たした物件とします(内装材、木製サッシの利用のみの場合も含む)

1. 建築主が国でないもの
2. 3階以下の住宅(戸建ての居住専用住宅、事業用併用住宅)を除く住宅、非住宅で別表に掲げる用途のもの
3. 建築物において基礎より上部の部分において**本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの**。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という)が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く)が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。
4. 反社会的勢力が整備又は所有するものでないこと
5. 1 木質耐火部材等及び2 JAS構造材の区分では、新築及び増改築する部分の床面積の合計(非木造部分を除く)が**10 m²を超える**ものであること
6. 1 木質耐火部材等及び3 内装材の区分では、耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であること
7. 2 JAS構造材の区分では、指定するJAS構造材が指定する構造部の部材に使用される建築物であること。(別表1)

別表1 指定するJAS構造材の種類ごとの指定する構造部

JAS構造材の種類	指定する構造部	備考
(1) 機械等級区分構造用製材	構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	機械等級区分構造用製材の使用階で目視等級区分構造用製材を使用する場合に目視等級区分構造用製材をJAS構造材に算入することができる
(2) 2×4工法構造用製材 (たて継ぎ材を含む)	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(3) 構造用集成材	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(4) 構造用LVL	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(5) CLT	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(6) 構造用合板	上記(1)～(5)が使用された助成対象階での使用を対象	
(7) 構造用パネル	上記(1)～(5)が使用された助成対象階での使用を対象	

4. 助成金の額- 1 木質耐火部材等（第7関係）

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イを比較し、低い方の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

(1) 燃えしろ製 材*を活用し た建築物	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の 合計 × 14,200円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の 合計 × 14,200円/m ²
(2) その他**	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の 合計 × 12,500円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の 合計 × 12,500円/m ²
(3) *** CLT利用	ア	事業申請時に申告する利用予定のCLTの材積の合計 × 170,000円/m ³
	イ	助成金交付申請時に申告する利用したCLTの材積の合計 × 170,000円/m ³

注 * 製材の燃えしろ設計により(一部でも可)、耐火・準耐火性能等を確保するもの

** 構造用集成材、CLT、LVL等の燃えしろ設計、石膏ボードによる耐火被覆など(1)以外の方法で耐火・準耐火性能等を確保するもの

*** CLTを利用した建物では、(1)又は(2)の床面積による計算方法若しくは(3)のCLTの材積による算定方法を選択することができる（併用することは不可）

4. 助成金の額- 2 JAS構造材 (第7関係)

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

(1) ① 機械等級区分構造用製材 (併せて使用される目視等級区分構造用製材を含む) ② 2×4構造用製材 ③ 構造用集成材 ④ 構造用LVL ⑤ 構造用合板 ⑥ 構造用パネル	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定の左に掲げる①～④の品目のJAS構造材の材積の合計×66,000円/m ³ + ⑤、⑥の品目の調達費の1/2
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～④の品目のJAS構造材の材積の合計×66,000円/m ³ + ⑤、⑥の品目の調達費の1/2
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～④の品目のJAS構造材の調達費 + ⑤、⑥の品目の調達費の1/2
(2) CLT	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定のCLTの材積の合計×140,000円/m ³
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの材積の合計×140,000円/m ³
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの調達費
(3) (1)のJAS構造材と(2)のCLTの併用の場合	ア	(1)のア+(2)のア
	イ	(1)のイ+(2)のイ
	ウ	(1)のウ+(2)のウ

調達費を算出する際には、加工費、運搬費、値引きを以下の考えに基づいて按分してください。

- ・加工費、運搬費は、その対象となる木材の材積に対して按分します。
- ・値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…工場での木材の切削に係る費用になります。
- ・運搬費…助成対象の木材を調達するために必要な運搬費になります。
- ・**現地における加工費、施工費は含まれません。**

4. 助成金の額- 3 内装材 (第7関係)

ア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

内装材 (壁・天井)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積 (壁・天井) × 11,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積 (壁・天井) × 11,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材 (壁・天井) の調達費*
内装材 (床)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積 (床) × 7,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積 (床) × 7,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材 (床) の調達費*
壁・天井と床 を合わせて申 請する場合	ア	内装材 (壁・天井) のア + 内装材 (床) のア
	イ	内装材 (壁・天井) のイ + 内装材 (床) のイ
	ウ	内装材 (壁・天井) のウ + 内装材 (床) のウ

注

* 調達費は、助成対象となる木質化部分に係る下地材、内装仕上げ材の購入価格、工場でプレカットする場合の木材加工費 (現地加工、施工費は含みません。) 及び施工場所までの運搬費の合計となります。

4. 助成金の額- 4 木製サッシ (第7関係)

①、②、③を比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

- ① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費** × 1 / 2 の金額

注

* 窓数は、建築物の1の開口部に設置する窓一式をもって1と数えることとします。

** 調達費は、助成対象となる窓ガラスの価格を含んだ木製サッシの購入代金及び施工場所までの運搬費の合計をいい、**現地での加工、取付等に係る施工費は含みません。**

4. 助成金の額-上限額 (第7関係)

◆助成金の額の上限は、事業の区分ごとに次のとおりとなります。

区分	上限額
1 木質耐火部材等	1棟の事業に対して 15,000千円 を上限とします ただし、以下の <u>いずれか</u> に該当する場合は、 30,000千円 を上限とします。
2 JAS構造材	・床面積の合計が 1,000㎡以上 の場合 ・助成対象となる <u>階が最上階から数えて4以上</u> の建築物 (3 内装材、4 木製サッシ を併用する場合も同額とします)
3 内装材	1棟の事業に対して 10,000千円 を上限とします
4 木製サッシ	1棟の事業に対して 1,000千円 を上限とします

5. スケジュール

主要な申請は2つ

1 事業申請書(事業へのエントリー)〈様式1号〉

受付期間

令和5年7月3日(月)～令和5年7月21日(金)(当日消印有効・持込可)

※ ただし、受付順に予算額に達した時点で募集を締め切る場合があります。
また、締切日受付分で予算額を超過した場合には、助成金の交付額を調整することがあります。

2 助成金交付申請書(助成金の申請)〈様式6号〉

受付期間 **いずれか早い方**

事業完了後1か月経過した日 又は **令和5年10月31日(火)まで**
ただし、「1 木質耐火部材等」を含むものについては、**令和5年11月30日(木)まで**

1 事業申請書関係(事業へのエントリー)

(1) 様式1号、都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書

(2) 様式1号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)

- ① 配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材の凡例を付け図示したもの)
- ② 建築確認申請等(正式な受付印のある書類)
- ③ 申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等
- ④ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し
- ⑤ 助成金振込先に関する資料

2 助成金交付申請書関係(助成金の申請)

(1) 様式第6号、様式第6号-2

(2) 様式第6号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)

- ① 助成対象に係る部材等の領収書又は請求書
- ② 工事記録写真
- ③ 公募を開始した日以降に着工(調達)されたと判別することができる書類
- ④ 事業採択通知書の日付前に助成対象の建て方が完了していないことの証明(工程表)
- ⑤ 助成対象に係る部材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料
- ⑥ 確認済み証の写し等
- ⑦ 木拾い表、配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材が判るよう記載・図示)

6. 事業申請採択後の留意点

木材の調達

●木材調達時における留意点(合法伐採木材の証明方法)

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要があります。

○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは・・・

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

① クリーンウッド登録事業者

登録事業者等の情報は、合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html

③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

④ 都道府県による森林、木材等の認証事業者

都道府県による森林、木材等の認証事業者は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4kennsannzai.pdf>

6. 事業申請採択後の留意点

木材の調達

○合法性が確認できる条件

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

- ① 施工者(申請者)がクリーンウッド法の登録業者等の場合(図1)
- ② 登録事業者から施工者(現場)へ直に木材が納品される場合(図2、図3)

ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。

図3のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録業者であれば問題ありません。

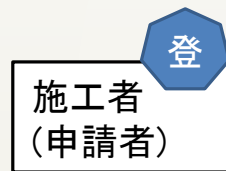


図1. 施工者が登録業者

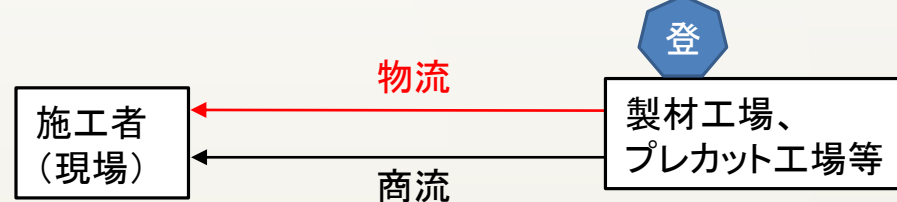


図2. 登録事業者から直に納品される場合その1

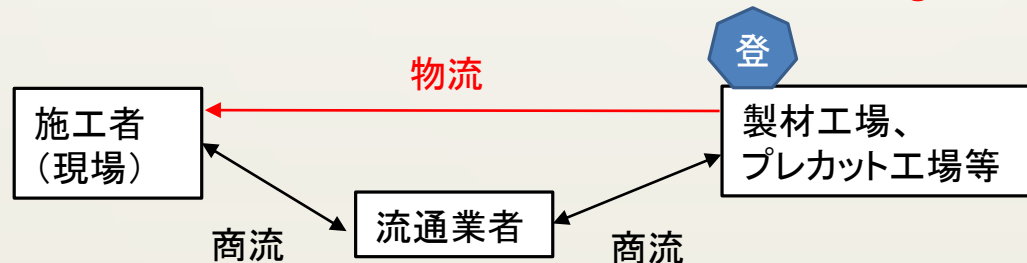


図3. 登録事業者から直に納品される場合その2



クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

× 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者(申請者)が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者(申請者)や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

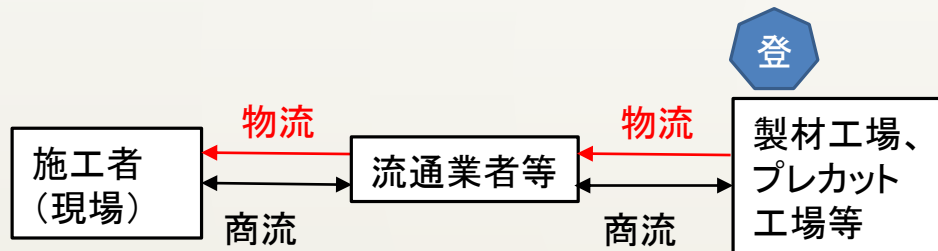


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1

→ ×

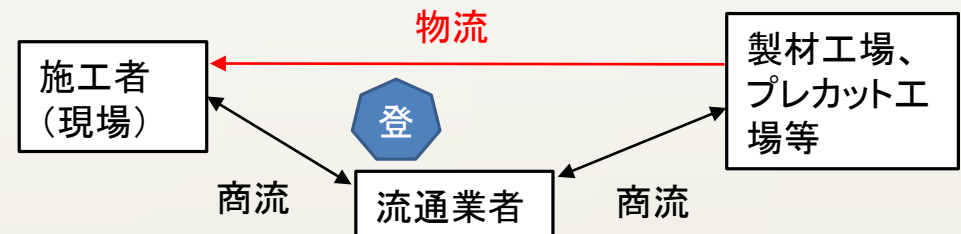


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2

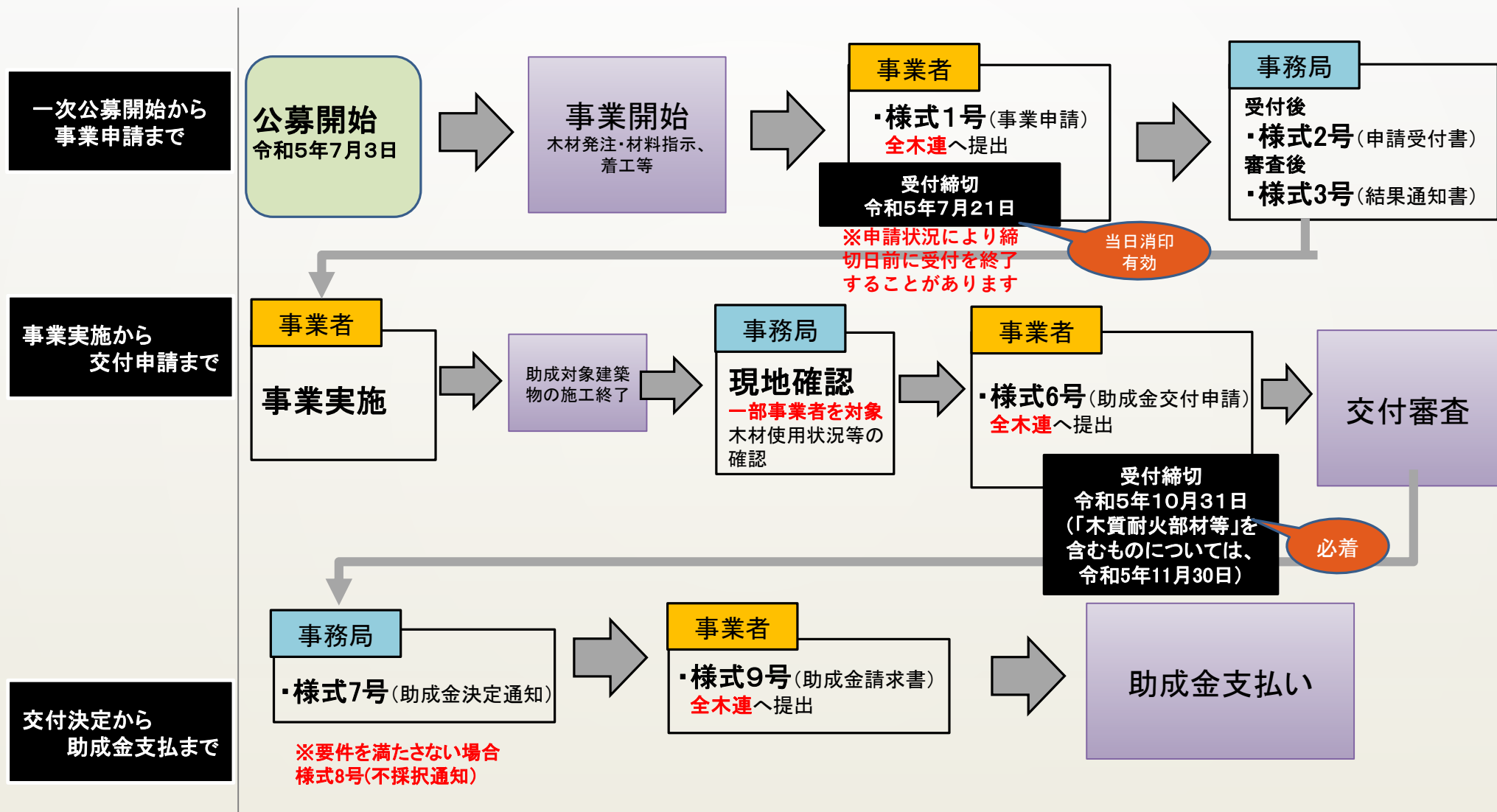
→ ×



クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

申請の流れ

スケジュール



必ず公募要領をお読みください。

お問い合わせはメールでお願いします。

info@toshimokuzai.jp

申請書の提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会 補助事業事務局

詳細はウェブサイトにて

<https://toshimokuzai.jp/>



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



全木連補助事業 事務局
info@toshimokuzai.jp



木材で街づくり @toshimokuzai